

投資家の皆様に予めご確認いただきたい重要な事項

下記の記載事項は、スーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」といいます）にお申込みされる投資家の皆様に、あらかじめご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書（目論見書）の内容を十分にお読みください。

当ファンドは価格変動性を伴う商品です。市況（金利、為替相場、金融商品の相場等の変動）により当ファンドの1口あたりの純資産額が元本を大幅に割り込み損失が生ずることとなるおそれや、場合によっては投資金額全額を失うおそれがあります。

リスクについて

・金利リスク

金利の上昇はアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが保有する債券等の価値を減少させる可能性があります。一方、金利の下落時には、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが得るべき利息収入が減少する可能性があります。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが投資する固定利付債券は長期金利と短期金利の差によるリスクに曝されています。またアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは変動利付証券に投資することができます。これらの投資商品の価値はかかる金利の絶対値又はかかる金利の変動に関する市場の予測に密接に関係します。これらにより当ファンドの投資対象であるマスターファンドのシェアの価値が下落し、当ファンドの1口当たりの純資産額が減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

・為替リスク

当ファンドのサブファンドの円建てクラスの資産は、米ドル建てのマスターファンドのサブファンドに投資され、さらにその資産の一部がアンダーライニング・マスターファンドの米ドル建てシェアに投資されます。マスターファンドは米ドル建てですが、その資産（アンダーライニング・マスターファンドのシェア

に投資されていないもの) を、米ドル以外の通貨建ての金融商品、若しくは、米ドル以外の通貨を参照して、その価格が決定することのある金融商品に投資できます。アンダーライング・マスターファンドの基準通貨は米ドルですが、とりわけ米ドル以外の通貨建ての債券及び株式並びに米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定するその他の金融商品に投資できます。マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの資産価値は、米ドルの為替レートの変動及び各国の市場及び通貨におけるマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの投資対象の価格変動に伴い変動します。

マスターファンドに投資する当ファンドも、かかる変動により当ファンドの1口当たりの純資産額が減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

加えて、米ドル建てクラスの受益証券は、為替相場が変化することにより、為替相場が円高になる過程では当該受益証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では当該受益証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、買戻し時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

・その他の市場リスク

アンダーライング・マスターファンドは、取引所に公式に上場された各種金融先物及び商品先物等、又は規制された市場において相対で取引される各種金融先物及び商品先物等に投資します。

これらの各種金融先物及び商品先物等の相場の変動によりマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの資産価値が変動します。

また、アンダーライング・マスターファンドは空売りを行うことがあります。空売りは、理論上証券の市場価格が無制限に上昇するリスクを伴い。空売りのために借入れた証券は、後に市場での購入により返却する必要があるため、かかる証券の市場価格の上昇はすべて、損失につながるようになります。

マスターファンドに投資する当ファンドも、かかる変動又は損失により1口当たりの純資産額が減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

・信用リスク

マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドによる取引の相手方の財産の状況の変化によるデフォルト（債務不履行）が生じた場合又はそれが予想される場合には、これらの取引に係るマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの資産が変動します。マスターファンドに投資する当ファンドの1口当たりの純資産額も、かかる変動により減少し、投資家に損失が生ずる可能性があります。

手数料等について

各申込に適用される申込手数料は、申込金額に基づき計算されます。各申込に適用される申込手数料は、当該申込金額についての申込金額に下記の申込手数料率を乗じた額とします。

申込口数	申込手数料
～ 100,000 口未満	4.20%（税抜き 4.00%）
100,000 口以上～ 1,000,000 口未満	3.15%（税抜き 3.00%）
1,000,000 口以上～	2.10%（税抜き 2.00%）

注1：円建ての場合は円未満切捨て

米ドルの場合はセント未満切捨て

注2：投資家が受益証券について実際に支払う金額（以下「申込金」という）は、(i) 申込金額及び (ii) 申込手数料（かかる申込手数料に課される消費税相当額等を含む）の合計額

注3：スーパーファンド証券にてお申し込み時の手数料

受益証券の発行価格

円建てクラス： 1口 100円

米ドル建てクラス： 1口 1米ドル

上記申込手数料の他に、当ファンドについて代行協会員報酬、受託会社報酬、管理会社報酬、買戻し手数料、会計・監査費用等がかかるほか、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファン

ドについても、管理報酬、事務管理会社報酬等がかかります。(詳細は下記参照)

■当ファンドに係る手数料等について

当ファンドからは、以下の管理報酬、受託会社報酬及び代行協会員報酬が支払われます。その他、当ファンドに係る手数料等については、投資信託説明書(交付目論見書)の「4 手数料等及び税金」中の「(1) 申込手数料」、「(2) 買戻し手数料」、「(3) 管理報酬等」及び「(4) その他の手数料等」をご確認ください。

管理報酬	各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)相当額。
受託会社報酬	純資産総額50百万米ドルまでの部分については、サブファンドごとに純資産価額の年率8ベーシスポイント、50百万米ドルを超える部分については、サブファンドごとに純資産価額の年率6ベーシスポイント(但し、最低報酬はサブファンドにつき四半期毎に8,750米ドル)。
代行協会員報酬	純資産価額の0.5%(年率)

なお、上記「(4) その他の手数料等」中(i)に記載した、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが支払うコンサルティング費、調査費、投資関連旅費、サービスその他の運営費、継続募集関連費用、保管及び管理事務代行費、印刷費、弁護士費用、会計・監査費用、支払利息、銀行手数料、仲介手数料、短期配当金、その他同様の費用並びに臨時費用等、並びに同(ii)に記載した諸費用については、多種多様なものがあるため、その種類ごとの金額及び上限額並びにこれらの計算方法を記載することができません。また、これらの種類ごとの手数料等の合計額及びその上限額並びにこれらの計算方法についても、種類ごとの手数料等のうちに当該種類の手数料等の金額及び上限額並びにこれらの計算方法を記載できないものがあるほか、多種多様なものがあるため、記載することができません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

スーパーファンド証券株式会社（本頁では「当社」と表記）は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において当ファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、外国証券取引口座の開設が必要となります。個人契約の場合は特定口座開設も選択できます。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、当社との間で合意した日まで、又は合意した日に、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立したときは、遅滞なく取引報告書（契約締結時交付書面）をお客様に郵送いたします。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	スーパーファンド証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第98号
本店所在地	〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー10階
加入協会	日本証券業協会
対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし
資本金	250百万円（2008年9月末現在）
主な事業	金融商品取引業
設立	2005年11月1日
連絡先	本社代表 03-3508-6700、営業部 03-3508-6718 又は弊社所属の金融商品仲介業者にお問い合わせ下さい。